

検 査

平成27年産から

「普通そば」及び「だったんそば」の検査規格が変わります

改正のポイント

普 通 そ ば

- ◇等級区分が「3等級」から「2等級」に簡素化されました。
1等・2等・規格外
- ◇「形質（外観のみばえ）」が規格から削除されました。
- ◇「未熟粒」が規格から削除されました。
- ◇「容積重」の最低限度が引き上げられました。
1等 640 g / ℓ 2等 580 g / ℓ
直径4.5ミリメートルの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が70%未満の場合は、1等及び2等の容積重の最低限度が20g加算されます。
- ◇「被害粒」単独での最高限度が設定されました。
1等 5% 2等 15%
- * 「水分」の最高限度は変更ありません。
16.0%

だったんそば（普通そばと異なる部分のみ）

- ◇「粒度」の最低限度が設定されました。
80%
- ◇「水分」の最高限度が引き上げられました。
15.0% → 16.0%

そばの検査規格（農産物規格規程より抜粋、27年産から適用）

【普通そば（4倍体の規格を適用するものを除く）】

等級	項目	最 高 限 度			
	最低限度 容積重 (グラム)	水 分 (%)	被害粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	640	16.0	5	1	0
2 等	580	16.0	15	2	1

規格外—1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

【だったんそば】

等級	項目	最 高 限 度			
	最低限度 粒 度 (%)	水 分 (%)	被害粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	80	16.0	5	1	0
2 等	80	16.0	15	2	1

規格外—1等及び2等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が50%以上混入していないもの

- 注 1 普通そば（四倍体を除く。）にあつては、直径4.5ミリメートルの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が70%未満の場合、1等及び2等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に20グラムを加算したものとす。
- 2 普通そばには、だったんそばが0%を超えて混入してはならない。
- 3 だったんそばには、普通そばが、1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%を超えて混入してはならない。

定義

粒度—2.5ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

* 平成26年産以前に生産されたそばについては、従来の検査規格が適用されず。